

## 普遍的定期審査作業部会開催の予定

2017/11/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の普遍的定期審査作業部会第 28 会期が 11 月 6～17 日に開催される。この会期で審査されるのは、チェコ、アルゼンチン、ガボン、ガーナ、ペルー、グアテマラ、スイス、韓国、ベニン、パキスタン、ザンビア、日本、ウクライナ、スリランカの 14 カ国である。審査を受ける国の代表は、作業部会に出席し、人権義務の履行状況、特に前回の審査後の状況について説明し、作業部会から積極的に評価できる点と課題が明らかにされる。各国の審査は 3 時間半行われ、その後 30 分間が勧告の採択に当てられる。今会期の最終文書は、2018 年 3 月の人権理事会第 37 会期で採択される。日本の審査は 11 月 14 日 9 時～12 時半に行われ、16 日夕方に勧告が採択される予定になっている。各国の審査の基礎となる報告書は以下に掲載されている

(<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/UPR/Pages/Documentation.aspx>)。